令和８年度第１回福島地方最低賃金審議会

令和８年６月８日（月）13：30～
福島テルサ３階
中会議室あづま

次　　第

１　開会

２　局長挨拶

３　審議会委員紹介

４　議事

（１）福島地方最低賃金審議会運営規程（案）について
（２）福島県最低賃金専門部会の設置及び廃止について
（３）審議会議事録確認者の指名について
（４）福島県最低賃金小委員会運営規程（案）について
（５）配布資料の説明について

５　その他

６　閉会

令和８年度第１回福島地方最低賃金審議会
会　議　資　料　目　次

（資料№）　　（頁）

１　福島地方最低賃金審議会委員名簿（第５２期）……１

２　福島地方最低賃金審議会運営規程（案）……２

３　福島地方最低賃金審議会小委員会運営規程（案）……５

４　令和７年度中央最低賃金審議会及び福島地方最低賃金審議会開催状況一覧……８

５　令和７年度地域別最低賃金額一覧（全国）……１０

６　要請･意見書
・２０２６年度最低賃金行政に関する要請書……１１
（日本労働組合総連合会福島県連合会）
・最低賃金に関する要望……１４
（日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会、
全国中小企業団体中央会）
・最低賃金の引き上げと「発効日先送り・分散化」是正、
中小企業・小規模事業者支援の拡充、および最低賃金引き上げに関する
労働行政の改善を求める要請書……１７
（全労連東北地方協議会、全労連北海道地方協議会、
福島県労働組合総連合）
・福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の
提出者一覧（県、市町村議会）……１９
・「福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書」……２１
（抜粋）　福島市議会、郡山市議会

７　２０２６年度特定最低賃金金額改正申出の意向表明書
（１）福島県非鉄金属製造業最低賃金……２４
（２）福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金……２５
（３）福島県輸送用機械器具製造業最低賃金……２６
（４）福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・
理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金……２７
（５）福島県自動車小売業最低賃金……２８

８　リーフレット
・最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ（厚生労働省・経済産業省）
・賃金引き上げの支援策（厚生労働省）
・令和８年度業務改善助成金のご案内（厚生労働省）

（第52期）　福島地方最低賃金審議会委員名簿

（任期：令和７年４月１日～令和９年３月31日）

令和８年４月22日現在

区分	氏　　名	現　　職
公益代表	熊　沢　　透	福島大学経済経営学類　学類長
	竹　田　香　織	福島学院大学マネジメント学部 地域マネジメ　ント学科　講師
	橋　本　　寿	公認会計士
	元　井　貴　子	桜の聖母短期大学キャリア教養学科　准教授
	森　谷　吉　博	弁護士
労働者代表	高　橋　　誉	テクノメタル労働組合　執行委員長
	田　﨑　雅　人	日本労働組合総連合会福島県連合会 副事務局長
	只　野　知　子	フレスコキクチ労働組合　中央執行員
	松　原　喜　憲	電機連合福島地方協議会　事務局長
	松　本　瑛　貴	ＪＡＭ南東北福島県連絡会　事務局長
使用者代表	安　達　和　久	福島県商工会議所連合会　常任幹事 福島商工会議所　専務理事
	板　橋　正　治	福島県経営者協会連合会　専務理事
	大　内　淳　子	福島商工会議所青年部　理事 （有）ユニオンリング　代表取締役
	金　子　市　夫	福島県商工会連合会　専務理事
	鈴　木　　勉	福島県中小企業団体中央会　副会長兼専務理事

※名簿は五十音順

福島地方最低賃金審議会運営規程（案）

令和８年●月●日改正

（目　的）

第１条　福島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）及び最低賃金審議会令（昭和３４年政令第１６３号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議の招集）

第２条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、福島労働局長、５人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各１人以上を含む３人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が召集する。

２　前項の規程により福島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の１週間前までに、会長に通知しなければならない。

３　会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも３日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、福島労働局長に通知するものとする。

（小委員会）

第３条　会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

（委員の欠席）

第４条　委員は、会長が必要であると認める場合、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

２　テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第５条第２項及び第３項に規定する会議への出席に含めるものとする。

３　委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

４　委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

（会議の議事）

第５条　会長は会議の議長となり、議事を整理する。

２　委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けるものとする。

３　審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第６条　会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

２　会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）

第７条　会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

２　議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

３　議事録を非公開とする場合には、議事要旨を公開するものとする。
４　前３項の規定は、小委員会等について準用する。

（意見の提出）
第８条　会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書を福島労働局長に提出するものとする。

（規程の改廃）
第９条　この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附　則
（施行期日）
この規程は、令和５年７月４日から施行する。
この規程は、令和８年●月●日から施行する。

〈付帯決議〉
１　本運営規程第６条第１項の規定に基づき会議を非公開とする審議等は、公益委員、労働者側委員及び使用者側委員の三者が集まっての採決、その他、公益委員と労働者側委員との会議、公益委員と使用者側委員との会議及び労働者側委員と使用者側委員との会議の二者での会議とする。
　また、調査審議を行う場合においての関係労働者及び関係使用者その他の関係者の意見を聴取するに当り、公開することについて陳述者の同意が得られない場合は非公開とする。
２　本運営規程第７条第２項の規定に基づきその一部又は全部非公開とすることができる議事録及び会議の資料は、非公開とした審議等に係る議事録及びその時に使用した資料とする。

福島地方最低賃金審議会小委員会運営規程（案）

（目　的）

第１条　この規程は、福島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第３条に基づき、福島地方最低賃金審議会小委員会（以下「小委員会」という。）を設置した際の議事に関し、必要な事項について定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

（審議事項）

第２条　小委員会は、次の各号に定める事項を調査審議する。

一　特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する事項

二　前号に定める事項のほか、審議会運営規程第３条に関する事項

（小委員会）

第３条　小委員会は、審議会から選任された、公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）、労働者を代表する委員（以下「労働者側委員」という。）及び使用者を代表する委員（以下「使用者側委員」という。）各同数をもって組織し、その委員の総数は、９人とする。

（委員長）

第４条　小委員会に委員長を置く。

２　委員長は、公益委員の内から、委員の互選により選出する。

３　委員長は小委員会の会議（以下「会議」という。）を招集する。

４　委員長に事故があるときは、あらかじめ第２項の規定の例により選挙されたものが委員長の職務を代理する。

（招　集）

第５条　会議は、委員長が必要と認めたときのほか、福島労働局長又は３分の１以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。

２　前項の規定により福島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の１週間前までに、委員長に通知しなければならない。

３　委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも３日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、福島労働局長に通知するものとする。

（議　事）

第６条　審議事項に掲げる事項を審議する場合は、委員全体の３分の２以上又は労働者側委員、使用者側委員及び公益委員の各３分の１以上が出席しなければ、会議を

開き、議決をする事ができない。
２　第２条第１号に定める事項を決する場合は、全会一致をもって決するものとし、決する事ができないときは審議会に結論を委ねるものとする。

（委員の欠席）
第７条　委員は、委員長が必要と認める場合、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
２ テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、前条の会議への出席に含めるものとする。
３　委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。
４　委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知しなければならない。

（発　言）
第８条　委員は、会議において発言する場合には、委員長の許可を得るものとする。
２　小委員会は、委員長が必要であると認めるときは、委員でない者を参加させ、説明又は意見を聴くことができる。

（議事の公開）
第９条　小委員会の議事については、議事録を作成するものとする。
２　議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
３　議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

（報　告）
第 10 条　小委員会は、審議した事項の結果については、速やかに審議会に報告するものとする。

（議事運営）
第11条　この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、小委員会の議決に基づいて行う。

（改　廃）
第 12 条　この規程の改廃は、小委員会の議決に基づいて行う。

付　則

（施行期日）

この規程は、令和８年●月●日から施行する。

福島労働局

令和７年度　中央最低賃金審議会等開催状況一覧

件名	第１回	第２回
	R7.7.11	R7.8.4
本審	・目安諮問	・改正の目安答申 （引上げ額Ａランク＋６３円、Ｂランク＋６３円、Ｃランク＋６４円）

件名	第１回	第２回	第３回	第４回	第５回	第６回	第７回
	R7.7.11	R7.7.22	R7.7.24	R7.7.29	R7.7.31	R7.8.1	R7.8.4
小委員会	・改定の目安について	・改定の目安について	・改定の目安について	・改定の目安について	・改定の目安について	・改定の目安について	・改定の目安について

令和７年度　福島地方最低賃金審議会等開催状況一覧

件名	第１回	第２回	第３回	第４回	第５回	第６回	第７回	第８回	第９回
	R7.6.9	R7.7.15	R7.8.8	R7.9.5	R7.9.18	R7.9.24	R7.10.6	R7.11.14	R7.12.12
審議会	・会長・会長代理選出 ・審議会運営規程の確認 ・専門部会の設置・廃止 ・議事録確認者の指名	・最低賃金改正決定諮問 ・審議会令６条５項の適用 ・参考人意見聴取	・中賃目安の伝達 ・労使意見表明 ・特賃改正必要性有無の諮問 ・特賃改正必要性有無の審議・答申の在り方	・金額審議 ・公益見解採決により賛成多数で決定 （引上額　＋78円 時間額 1,033円 発効日　R8.1.1）	・特賃改正の必要性有無の審議 （自動車小売業は必要性有、その他４業種は継続審議）	・改正答申異議申出にかかる諮問 ・改正答申異議申出に対する答申 （９月５日答申どおり）	・特賃改正の必要性有無の審議 （自動車小売業を除く４業種）	・労側参考人意見聴取	・特賃改正の必要性有無の審議 （４業種すべて必要性有の結論に達しなかった。）

件名	第１回	第２回	第３回	第４回	第５回	第６回	第７回	第８回
	R7.7.22	R7.7.31	R7.8.8	R7.8.18	R7.8.21	R7.8.26	R7.8.28	R7.9.2
最賃専門部会	・部会長・代理選出 ・専門部会運営規程の確認 ・審議会令６条５項適用の確認 ・専門部会議事録確認者の指名	・参考人意見聴取	・金額審議	・金額審議	・金額審議	・金額審議	・金額審議	・金額審議 ・公益見解採決により賛成多数で決定 （引上額　＋78円 時間額 1,033円 発効日　R8.1.1）

令和７年度　特定最低賃金専門部会開催状況一覧

業種				必要性無しのため審議に至らず	諮　問 答　申 時間額　996円⇒1,033円 引上額 発効日　R7. 1. 4 （R8. 1. 1から地賃適用）
非鉄金属製造業					
業種				必要性無しのため審議に至らず	諮　問 答　申 時間額　955円⇒1,033円 引上額 発効日　R4.12.30 （R8. 1. 1から地賃適用）
電子部品等製造業					
業種				必要性無しのため審議に至らず	諮　問 答　申 時間額　1,005円⇒1,033円 引上額 発効日　R6.12.21 （R8. 1. 1から地賃適用）
輸送用機械器具製造業					
業種				必要性無しのため審議に至らず	諮　問 答　申 時間額　955円⇒1,033円 引上額 発効日　R6. 1.12 （R8. 1. 1から地賃適用）
計量器等製造業					
業種	第１回 R7.10.24	第２回 R7.11.5	第３回 R7.11.7		諮　問　R7. 8. 8 答　申　R7.11. 7 時間額　1,098円 引上額　　78円 （7.65%） 発効日　R8. 1. 8
自動車小売業	・部会長・代理の選出 ・専門部会運営規程の審議 ・審議会令６条５項適用の確認 ・議事録確認者の指名 ・参考人意見聴取の実施について	・金額審議	・金額審議 ・全会一致により決定（＋７８円）		

令和7年度　地域別最低賃金額一覧

福島労働局

都道府県名	ランク	前年度決定金額【円】	目安額【円】	目安比較	引上げ額【円】	答申金額【円】	発効年月日	備考
北海道	B	1010	63	+2	65	1,075	2025年10月4日	
青森	C	953	64	+12	76	1,029	2025年11月21日	
岩手	C	952	64	+15	79	1,031	2025年12月1日	
宮城	B	973	63	+2	65	1,038	2025年10月4日	
秋田	C	951	64	+16	80	1,031	2026年3月31日	
山形	C	955	64	+13	77	1,032	2025年12月23日	
福島	B	955	63	+15	78	1,033	2026年1月1日	
茨城	B	1005	63	+6	69	1,074	2025年10月12日	
栃木	B	1004	63	+1	64	1,068	2025年10月1日	
群馬	B	985	63	+15	78	1,063	2026年3月1日	
埼玉	A	1078	63		63	1,141	2025年11月1日	
千葉	A	1076	63	+1	64	1,140	2025年10月3日	
東京	A	1163	63		63	1,226	2025年10月3日	
神奈川	A	1162	63		63	1,225	2025年10月4日	
新潟	B	985	63	+2	65	1,050	2025年10月2日	
富山	B	998	63	+1	64	1,062	2025年10月12日	
石川	B	984	63	+7	70	1,054	2025年10月8日	
福井	B	984	63	+6	69	1,053	2025年10月8日	
山梨	B	988	63	+1	64	1,052	2025年12月1日	
長野	B	998	63		63	1,061	2025年10月3日	
岐阜	B	1001	63	+1	64	1,065	2025年10月18日	
静岡	B	1034	63		63	1,097	2025年11月1日	
愛知	A	1077	63		63	1,140	2025年10月18日	
三重	B	1023	63	+1	64	1,087	2025年11月21日	
滋賀	B	1017	63		63	1,080	2025年10月5日	
京都	B	1058	63	+1	64	1,122	2025年11月21日	
大阪	A	1114	63		63	1,177	2025年10月16日	
兵庫	B	1052	63	+1	64	1,116	2025年10月4日	
奈良	B	986	63	+2	65	1,051	2025年11月16日	
和歌山	B	980	63	+2	65	1,045	2025年11月1日	
鳥取	C	957	64	+9	73	1,030	2025年10月4日	
島根	B	962	63	+8	71	1,033	2025年11月17日	
岡山	B	982	63	+2	65	1,047	2025年12月1日	
広島	B	1020	63	+2	65	1,085	2025年11月1日	
山口	B	979	63	+1	64	1,043	2025年10月16日	
徳島	B	980	63	+3	66	1,046	2026年1月1日	
香川	B	970	63	+3	66	1,036	2025年10月18日	
愛媛	B	956	63	+14	77	1,033	2025年12月1日	
高知	C	952	64	+7	71	1,023	2025年12月1日	
福岡	B	992	63	+2	65	1,057	2025年11月16日	
佐賀	C	956	64	+10	74	1,030	2025年11月21日	
長崎	C	953	64	+14	78	1,031	2025年12月1日	
熊本	C	952	64	+18	82	1,034	2026年1月1日	
大分	C	954	64	+17	81	1,035	2026年1月1日	
宮崎	C	952	64	+7	71	1,023	2025年11月16日	
鹿児島	C	953	64	+9	73	1,026	2025年11月1日	
沖縄	C	952	64	+7	71	1,023	2025年12月1日	
全国加重平均額		1,055	63			1,121		

２０２６年３月２４日

福島労働局長
岡　田　直　樹　殿

[redacted]
日本労働組合総連合会福島県連合会
会　[redacted]長　澤　田　精　[redacted]

２０２６年度最低賃金行政に関する要請書

日頃の労働行政の取り組みに敬意を表します。

最低賃金制度の目的は、最低賃金法第１条に定められているとおり、「賃金の最低額を保障する」ことにより、労働条件の改善、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、さらには国民経済の健全な発展に寄与することにあります。

現在、国際情勢の不安定化、円安の長期化、エネルギー・原材料価格の高止まり等を背景として、物価上昇は依然として家計に大きな影響を与えており、実質賃金の改善は力強さを欠いた状況が続いています。価格転嫁の進展により一部企業では業況の持ち直しが見られるものの、労務費への転嫁は十分とは言えず、働く者の生活は依然として厳しい状況にあります。

このような状況のもと、経済の持続的成長と地域社会の安定を実現するためには、経済・物価上昇に見合った継続的な賃金の引き上げが不可欠であり、とりわけ人口減少と少子高齢化が進行する福島県においては、人手不足への対応と人材確保・定着の観点からも、最低賃金の底上げは極めて重要な政策課題です。

最低賃金は、生存権を確保する最低限の水準であると同時に、労働の対価としてふさわしい水準である必要があります。雇用形態の多様化が進む中、最低賃金はすべての労働者に適用される社会的セーフティネットであり、格差是正や生産性向上、勤労意欲の喚起にも重要な役割を果たしています。

２０２５年度の地域別最低賃金改定では、全国すべての都道府県で時給１，０００円を超え、全国加重平均額は１，１２１円となりました。一方、福島県の最低賃金は１，０３３円にとどまり、全国平均や近隣県との格差は依然として大きく、この地域間格差は若年層や女性をはじめとする働き手の県外流出を招き、地域経済の持続性を損なう要因となっています。

また、時給１，０３３円では年間２，０００時間働いても年収は約２００万円にとどまり、最低限の生活を維持するには十分とは言えません。連合が試算した福島県のリビングウェイジは時間額１，１５０円（自動車保有の場合１，４６０円）であり、現行水準との乖離は大きい状況です。

連合福島は、最低賃金法の趣旨に基づき、公労使三者構成原則のもとで真摯な議論

[redacted]

を積み重ね、どこで働いても生活できる賃金水準の確保と賃金格差の改善を図ることが重要であると考えています。とりわけ、中小企業や非正規雇用労働者など影響を受けやすい層ほど生活への打撃は大きく、最低賃金の役割は一層高まっています。

以上を踏まえ、地域別最低賃金および特定（産業別）最低賃金の実効性ある水準への改善を図るため、行政として積極的な対応を講じられるよう、下記のとおり要請します。

１．福島県最低賃金の改正について

（１）最低賃金の水準引き上げについて

地域間格差の是正、物価上昇への対応、最低生計費を担保する水準確保の観点から、全国平均額との格差縮小を重視し、連合リビングウェイジ福島県１，１５０円水準への引上げを早期に進めること。

（２）最低賃金の発効日について

早期の最低賃金引上げ発効は、全ての労働者に影響を与える。審議開催及び答申の日程設定に配慮し、早期の発効（１０月１日）となるような審議運営に努めること。

２．特定（産業別）最低賃金の改正について

（１）特定（産業別）最低賃金の意義・目的を踏まえた審議会運営

特定（産業別）最低賃金制度は、労働条件の向上又は事業の公正競争をより高いレベルで確保し、産業ごとの企業横断的な最低賃金水準を決定する役割を果たしている。これは地域別最低賃金との優位性確保が課題となる中にあっても、何ら変わることはない。

公正競争が担保される環境醸成の必要性の高まりや産業構造の変化と、労働力人口の減少に伴う産業間の人材獲得競争の激化などに鑑みれば、むしろ特定（産業別）最低賃金の意義や必要性は高まっている。

公労使はその重要性を再認識し、当該産業労使のイニシアティブ発揮に向け、審議会運営の進め方等も含め真摯な議論を尽くす必要がある。よって、当該労使の意見を十分に踏まえた審議が行えるよう、運営に向けた指導を徹底すること。

（２）企業内最低賃金協定の締結・水準引き上げ

地域別最低賃金に対する優位性低下に歯止めをかけるためには、企業内最低賃金協定の新規締結・水準引き上げ・適用労働者拡大が急務である。新卒初任給の大幅な上昇など労働市場も大きく変化している。

企業内の賃金の底支えと働く者の生活の安心・安定、人材確保の視点からも、企業内最低賃金協定の締結等による合意形成を取り組みの基礎とし、組織労働者の賃金決定の成果を未組織労働者に波及させ、均等・均衡待遇の実現に一定の役割を果たしていることから、水準改善とあわせ制度の拡充に向け、指導を徹底すること。

（3）特定（産業別）最低賃金の発行について

発効日については、年内発効をめざし審議日程調整に努めること。

3．最低賃金審議会の運営について

最低賃金審議会においては、改正最低賃金法の趣旨を踏まえ、必要最低生計費の実態、一般労働者の賃金水準等を十分考慮し、引き上げ額だけではなく、より絶対水準を重視した審議を進めること。また、公労使三者が、真摯な話合いを通じ、法の原則及び目安制度に基づき、時々の事情を勘案し「地賃の自主性」が発揮されるよう、行政として円滑な審議会運営に向け、指導を徹底すること。

4．法令の周知と監督行政の強化について

（1）派遣労働者には派遣先の最低賃金が適用について

派遣労働者には派遣先の最低賃金が適用されることについて周知を図り、行政指導を強めること。

（2）最低賃金の履行確保のため監督の強化

最低賃金の履行確保のため監督にあたる要員の増強及び監督体制の抜本的強化を図ること。また、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高めること。とりわけ、ハイヤーおよびタクシー運転手並びに外国人技能実習生等に関する法令違反摘発に必要な関係当局との連携をより強化すること。

（3）中小企業・小規模事業者の支援強化

中小企業・小規模事業者においても最低賃金の引上げが確実に行われるよう企業間格差是正に向け、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配や適切な価格転嫁によるサプライチェーン全体でのコスト負担を支援し、中小企業が賃上げを行いやすい環境整備に務められたい。とりわけ、「価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言」の連携を強化し実行力を高め、人件費を含めた価格転嫁の後押しに努めること、合わせて、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の改正に伴う監督・指導に務めること。

5．最低工賃（内職等）の賃金改正について

地域別最低賃金ならびに特定最低賃金改正審議は毎年行われている。したがって最低工賃（内職等）の金額改正審議についても毎年行うこと。

以上

最低賃金に関する要望

2026 年 4 月 16 日
日 本 商 工 会 議 所
東 京 商 工 会 議 所
全 国 商 工 会 連 合 会
全国中小企業団体中央会

わが国が成長型経済へ本格的に移行するためには、企業が成長の果実を賃金や投資へ循環させていくことが重要であり、雇用の約 7 割（三大都市圏を除くと約 9 割）を支える中小企業・小規模事業者の自発的・持続的な賃上げが不可欠である。深刻な人手不足と物価高騰を背景に、中小企業・小規模事業者も懸命に賃上げに取り組んでいるが、業績改善を伴わない「防衛的な賃上げ」の割合は依然として高く、円安の進行や中東をはじめとする国際情勢の不安定化によるコストの増大など経営への影響も懸念される。

こうした中、最低賃金は近年大幅な引上げが続き、中小企業・小規模事業者の支払能力などの経営実態を踏まえると、極めて厳しい水準にある。とりわけ地方において、引上げの影響や負担感が大きい。物価と賃金の上昇が続く中、ある程度の引上げは必要と考えるが、企業の経営実態を踏まえない引上げは、地方の産業・生活インフラを支える中小企業・小規模事業者の事業継続を脅かし、地域経済に深刻な影響を与えかねない。

特に昨年は、地域間競争への過度な意識などから、地方最低賃金審議会（以下、地賃）において、中央最低賃金審議会が示した目安への大幅な上乗せが相次ぎ、各地から、根拠を欠くとの声が上がった。改めて、法の趣旨を踏まえた、中央・地方での法定三要素（賃金・生計費・支払能力）に基づく熟議の徹底が求められる。

こうした認識のもと、2026 年度の中央・地方における最低賃金審議にあたり、政府に対して下記の内容を要望する。

記

１．中小企業・小規模事業者の経営実態を踏まえた政府方針への見直しを

政府が、経済財政運営の大きな方針を示す中で、目指すべき最低賃金の水準等に言及することは否定しない。しかしながら、**現在の政府目標「2020 年代に全国加重平均 1,500 円」は、中小企業・小規模事業者の経営実態から著しく乖離**している。今後、**中小企業・小規模事業者団体も含む労使の代表が意見を述べる機会を設け、企業の支払い能力等の実態を十分踏まえた水準に見直すべき**である。

また、**最低賃金は労働者の生活を保障するセーフティーネットとして、赤字企業も含めて全ての企業に強制力をもって適用される**ものであり、**賃上げ実現の政策的手段として用いることは適切ではない**。

２．法定三要素に基づく審議会での議論の徹底、過度な地域間競争の抑制を

昨年の地賃審議では、近年顕著になっている近隣県との競争意識に加え、知事からの引上げ要請、目安を上回る引上げを前提とした国・自治体の支援策の提示などもあり、**各地で中央が示した目安への大幅な上乗せが相次ぎ、地域の実態と乖離した引上げが行われた**。こうした状況は、**法定三要素に基づく審議の原則を歪めていると言わざるを得ず、強く懸念**する。

中小企業・小規模事業者の実態を踏まえない引上げは、設備投資の抑制、雇用の喪失等につながり、却って地域経済の減退を招くことも懸念される。また、**同一都道府県内における地域の経済格差や経営基盤の脆弱な小規模事業者の実態にも十分留意**する必要がある。改めて、**中央・地方の審議会において、三要素のデータに基づく熟議を徹底すべき**である。

政府においては、各地労働局を通じて、**地賃の審議において参照すべき地域別の統計データの例示・提供を一層進める**とともに、**近年の大幅な引上げや近隣県との額差が、地域経済や雇用に与える影響、また、企業規模や業種に応じた影響等について必要な調査・分析を実施されたい**。

３．企業の準備期間等を踏まえた合理的な発効日の設定を

昨年は、中央から地方の審議会に対し、発効日についても十分な議論を行うよう要請した結果、多くの地域で指定日発効が適用された。**発効日が １ 月以降となった地域では、他の地域と比較して、給与規程の改正や賃上げ原資確保などの準備期間が確保できた**と評価する企業の声が多く寄せられている。

他方で、都道府県間で**発効日に最大で６ヶ月程度の差異**が生じたことや、一部の地域では**発効日が金額引上げの交渉材料**として用いられたことなどから、**中央で発効日に関する一定の方針を示すべき等の声**も上がる。

こうした声も踏まえ、**企業の十分な準備期間の確保、「年収の壁」を意識した就業調整の抑制等を行う観点から、発効日については少なくとも１月以降**を基本としつつ、地賃において、引上げ額の審議とは切り離して、決定時期と**地域の実情を十分に踏まえ、適切な発効日を設定すべき**である。

加えて、「年収の壁」問題については、支援策の改善・拡充を進めつつ、社会保障の全体的な改革を通じて問題の解消を図るとともに、その根底にある**第３号被保険者制度の将来的な解消について、早急に国民の合意を得る努力が必要**である。

４．産業別に定める特定最低賃金制度の適切な運用を

特定の産業について、地域別最低賃金を上回る金額を設定する**特定最低賃金**については、都道府県ごとに適用されるものが現在 223 件ある。これらの改定および新設は、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て決定されるが、2025 年度においては、地域別最低賃金額を下回るにもかかわらず改定されなかったものが 111 件あり、うち 78 件は３年以上にわたり

見直しがなされていない。**形骸化した特定最低賃金については関係労使の協議により廃止に向けた検討を行っていく**べきである。

他方で例えば、各地域において成長が期待される産業分野について、賃金水準や企業の支払い能力の実態を反映した特定最低賃金額を定めることにより産業集積地の魅力向上を図りつつ、地域全体の最低賃金額については急激な引上げを抑えるなど、改めて、**現下の地域経済や雇用の実情を踏まえた特定最低賃金の運用を検討**することも一つの方策と考える。こうした考え方も参考に、**特定最低賃金の運用やあり方について、各地域の労使のイニシアティブに基づく議論を促すべき**である。

５．中小企業・小規模事業者が自発的・持続的に賃上げできる環境整備の推進を

中小企業・小規模事業者は、労働分配率が７～８割と高いことに加え、労務費を含むコスト増加分の価格転嫁が十分に進まず、中東をはじめ国際情勢の不安定化によるコスト増大など経営への影響も懸念される。自発的かつ持続的な賃上げに向けて、**生産性向上などの自己変革による付加価値の増大**に加え、**価格転嫁の一層の推進**により、**賃上げ原資を確保していく必要**がある。

政府には、「業務改善助成金」、「ものづくり補助金」、「省力化投資補助金」等の助成金・補助金に加え、「賃上げ促進税制」による持続的な賃上げ環境の整備のほか、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の「賃上げ貸付利率特例制度」などあらゆる政策を総動員して、**生産性向上を伴う賃上げの取組を後押しする支援策の維持・拡充**を図られたい。とりわけ、**人手不足が顕著に厳しいエッセンシャル産業については重点的な支援を実施されたい**。

また、**「パートナーシップ構築宣言」**や、本年１月に施行された**「中小企業受託取引適正化法（取適法）」の実効性確保**に加え、同法の適用対象外となる取引に対して必要な措置、**中小企業組合による団体協約・組合協約を活用した取引条件の改善**など、**価格転嫁の推進**に粘り強く取り組み、中小企業・小規模事業者が自発的・持続的に賃上げできる環境整備に取り組まれたい。

以上

２０２６年　５月２８日

福島労働局
局長　岡　田　直　樹　様

全労連東北地方協議会
議長　高　橋　正　行

[redacted]

全労連北海道地方協議会
議長　三　上　友　衛

福島県労働組合総連合
議長　野　木　茂　雄

最低賃金の引き上げと「発効日先送り・分散化」の是正、中小企業・小規模事業者支援の拡充、および最低賃金引き上げに関する労働行政の改善を求める要請書

貴職におかれましては、労働者施策拡充と権利の擁護にご尽力されていることに心から敬意を表します。

生鮮食料品を除いた消費者物価指数が 2025 年 12 月まで 45 ヶ月連続で前年同月比 2%以上の伸びが続くなど、連続する歴史的な物価高騰が、国民の暮らしや中小企業・小規模事業所に大きな打撃を与えています。物価高騰の下で日本経済の回復をすすめるには、GDP の５割以上を占める国民の消費購買力を高める必要があります。私たちはそのために最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

地域別最低賃金の 2025 年の改定では、63～82 円の引き上げが行われ、各地方での審議の結果、加重平均では 1,121 円（前年比+66 円、+6.3%）となりました。中央賃金審議会が初めて地域間格差を縮める目安額を示す中、最も高い東京都（1,226 円）と最低額の高知・宮崎・沖縄の３県（1,023 円）とでは 203 円の差となり、２年連続で格差が縮小される結果となりましたが、同じ労働を同じ時間（月 150 時間）働いたとして月３万 450 円、年間で 36 万 5,400 円の差が生じることの解決には至りませんでした。

さらに、今回の改定では、発効日をこれまでの 10 月１日から遅らせる地方が増え、その差は最大６か月となり、同じ最賃額でも年収が大きく異なってしまう新たな地域間格差が顕在化しました。2 月 27 日に開催された中央最低賃金審議会でも是正に向けた議論を始めることが確認されていますが、最低賃金法の「賃金の最低額を保障することにより、労働者の生活の安定」を図るという生存権保障の考えをもとに審議会運営を行い、発効日を法定通りの最短にすること、最低賃金の地域間格差を解消し、全国一律制度を創設することは喫緊の課題となっています。

私たちは今年３月、「最低生計費試算調査」をあらためて行い、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費を算出しました。その結果、25 歳単身の男性では月額（税込み）282,774 円、月 150 時間の労働時間で換算すると時給 1,885 円となりました。これは全国労働組合総連合（全労連）と地域組織が行っている各地の調査結果でも、この間の物価高騰を加味した直近のデータでは 1,800 円～1,900 円台の結果が出ており、地域間格差は見られない結果となっています。労働者の所得を底上げし、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかけるベースをつくるためにも、ただちに最低賃金法を改正し、誰でも、どこでも、ふつうに働けば人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設と「1,700 円以上」の実現を求めます。

全国一律最低賃金制度の創設と最低賃金の大幅引き上げにあたっては、地方の経済を支える主役である

中小企業・小規模事業者への特別な支援策と財政措置が必要です。最低賃金が低い水準の県では、中小企業支援に対する強い要望が出され、最低賃金引き上げに関する自治体独自の補助金制度も相次いで創設されています。さらなる最低賃金の引き上げに向けて、社会保険料の減額制度などの直接支援、価格転嫁の推進や取引価格の適正化のためのルールの確立など、中小企業・小規模事業者の負担軽減のための施策を講じることを求めます。

以上の趣旨から、下記事項についてご尽力いただきたく要請いたします。

記

1. 今年度の最低賃金については、物価上昇で厳しい状況に置かれている労働者の生計費の考慮、経済振興のためにも、ただちに「時間額1,700円」以上の実現、大幅引き上げを行うこと。
2. 地域間格差の解消をめざし、地域別最低賃金のランク制度を廃止し、全国一律最低賃金制度を確立すること。
3. 2025年の改定における発効日の先送り・分散化について、その影響を調査し、公表すること。発効日の先送り・分散化を是正し、「公示の日から起算して30日を経過した日」（最低賃金法第14条2項）の原則を堅持すること。「決定において、別に定める日があるときは、その日」の規定は削除すること。
4. 地域別最低賃金の審議について、下記のことを求めます。
   (1) 法の主旨に鑑み労働者の生計費を原則とすることを貫くこと。賃金支払い能力をその要素から外すことを内容とする法改正を行い、最賃決定の仕組みを改善することを国に求めること。
   (2) 最低賃金近傍で働く労働者の生活実態に関する十分な調査・把握を行うこと。
   (3) 労働者の生活改善および中小企業の価格転嫁促進のため、審議の過程で「生計費」を明らかにする議論を行い、議論の内容を明らかにすること。
   (4) 「多様な視点」という観点で、全国労働組合総連合・福島県労働組合総連合などが実施した「最低生計費試算調査」の結果も「生計費」に関する資料に加えること。
5. 最低賃金の引き上げのために、中小企業・小規模事業者の社会保険料負担の減額制度を設けるなど、国による中小企業・小規模事業者負担を軽減する直接支援を導入すること。また、労働者の暮らしと経営改善につながるよう「生産性向上」を前提としない直接的な賃金助成などの支援制度に改めること。現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化を行い、助成規模を拡大すること。
6. 物価高騰および労務費増加分の価格転嫁を促進できるよう、公正取引ルールを充実させ、法整備をすすめること。
7. 福島地方最低賃金審議会の構成および運営について下記のことを求めます。
   (1) エッセンシャルワーカーが国民生活にとって不可欠な社会機能を維持していることを重視し、そうした労働者や事業の実態等について熟知した専門家も審議会の構成員とすること。
   (2) 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。任命しない場合、その理由も明らかにすること。
   (3) 福島地方最低賃金審議会において、審議の透明性を高める努力が続けられてきていますが、専門部会は一部非公開となっています。本審同様、専門部会すべてを公開し、傍聴可能とすること。また、審議会委員に配布される資料を傍聴者にも配布すること。
8. 労働基準法違反や最低賃金法違反などの法違反を根絶するため、労働基準監督官はじめ、事務官、技官とも正規職員を中心とした職員体制の拡充強化を図ること。

以上

令和8年度　福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の提出者一覧

福島労働局

提出者					意見書	議決年月日	
県	1	福島県議会	議長	西山　尚利	県最賃引き上げと早期発効	R7.7.2	
市	2	福島市議会	議長	白川　敏明	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.27	
	3	会津若松市議会	議長	清川　雅史	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.24	
	4	郡山市議会	議長	近内　利男	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.19	
	5	いわき市議会					
	6	白河市議会	議長	石名　国光	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.16	
	7	南相馬市議会	議長	鈴木　昌一	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.30	
	8	須賀川市議会	議長	佐藤　瞭二	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.16	
	9	喜多方市議会					
	10	相馬市議会	議長	杉本　智美	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.19	
	11	伊達市議会	議長	菅野　喜明	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.25	
	12	二本松市議会	議長	本多　勝実	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.19	
	13	田村市議会	議長	大橋　幹一	県最賃引き上げと早期発効	R7.6.20	
	14	本宮市議会	議長	斎藤　雅彦	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.19	
伊達郡	15	桑折町議会					
	16	国見町議会					
	17	川俣町議会	議長	高橋　道也	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.19	
安達郡	18	大玉村議会	議長	舘下　憲一	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.16	
岩瀬郡	19	鏡石町議会					
	20	天栄村議会					
南会津郡	21	南会津町議会					
	22	下郷町議会	議長	湯田　健二	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.19	
	23	只見町議会	議長	佐藤　孝義	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.12	
	24	桧枝岐村議会					
耶麻郡	25	西会津町議会					
	26	磐梯町議会					
	27	猪苗代町議会					
	28	北塩原村議会					
河沼郡	29	会津坂下町議会					
	30	柳津町議会					
	31	湯川村議会					
大沼郡	32	会津美里町議会					
	33	三島町議会					
	34	金山町議会					
	35	昭和村議会					

提出者					意見書	議決 年月日	
東白川郡	36	棚倉町議会					
	37	矢祭町議会	議長	緑川　裕之	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.13	
	38	塙町議会					
	39	鮫川村議会	議長	前田　武久	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.17	
西白河郡	40	矢吹町議会	議長	藤井　源喜	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.17	
	41	西郷村議会	議長	真船　正晃	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.12	
	42	泉崎村議会	議長	岡部　英夫	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.24	
	43	中島村議会	議長	小室　辰雄	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.12	
石川郡	44	石川町議会	議長	近内　雅洋	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.19	
	45	浅川町議会	議長	水野　秀一	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.6	
	46	古殿町議会	議長	緑川　栄一	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.23	
	47	玉川村議会	議長	小針　竹千代	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.12	
	48	平田村議会	議長	佐藤　孝雄	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.17	
田村郡	49	三春町議会	議長	影山　初吉	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.12	
	50	小野町議会					
双葉郡	51	広野町議会					
	52	楢葉町議会					
	53	富岡町議会					
	54	大熊町議会					
	55	双葉町議会					
	56	浪江町議会					
	57	川内村議会					
	58	葛尾村議会					
相馬郡	59	飯館村議会					
	60	新地町議会	議長	遠藤　満	県最賃引き上げと早期発効	R8.3.19	

県	1		1件
市	13		11件
町	31		10件
村	15		7件
計	60		29件

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

2025春季生活闘争では、過去最高水準の賃上げが実現したものの、物価高によって実質賃金は低下し、個人消費の持ち直しには至っていない。多くの市民が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことにより、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができるものと考える。

引き続き、賃金引き上げの流れを定着させるとともに、物価を安定させ実質賃金の改善に向けた取り組みを推進しなければならない。

そのためにも、社会や産業・企業を維持、発展に不可欠な中長期を見据えた人への投資をより一層積極的に行うとともに、国内投資の促進とサプライチェーン全体を視野に入れた産業基盤の強化により、日本全体の生産性の引き上げ、交易条件・国際収支の改善、持続可能な生活向上の実現をめざす必要がある。

さらには、人手不足を補うため、賃金引き上げを中心とした総合的な労働条件の改善や地域経済の好循環を果たすことが政労使の役割であり、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効に取り組むことは、重要な政策と考える。

よって、政府においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

1　政府が、2020年代に最低賃金の全国平均を1,500円に引き上げる目標を掲げていることを踏まえ、目標到達に向け福島県最低賃金の継続的かつ着実な引き上げを行うこと

2　中小・零細企業においても、最低賃金の引き上げが着実に行われるよう労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に基づき、関係省庁・福島県・県内経済団体と連携し、価格転嫁を可能とする環境整備並びに支援策の周知徹底を図ること

3　最低賃金と人口移動との相関関係も示されており、引き上げによる労働力確保や人口流出抑制等の多様な政策誘導として取り組むこと

4　福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、10月1日までの早期発効に最大限配慮すること

5　最低賃金の改定額を踏まえ、公契約における賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、賃金保証型（ＩＬＯ第94号条約に準拠）を基準条項に盛り込ませた公契約条例制定の検討を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年３月27日

福島市五老内町３番１号
福島市議会議長　　白川　敏明

福島労働局長　岡　田　直　樹　様

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

2025年春闘では過去最高水準の賃上げが実現したものの、物価高によって実質賃金は低下し、個人消費の持ち直しには至っていない。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持ててこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができるものと考える。

引き続き、賃上げの流れを定着させるとともに物価を安定させ、実質賃金の改善に向けた取組を推進しなければならない。そのためにも、社会や産業・企業を維持・発展させるべく、中長期を見据えた「人への投資」が不可欠であり、「人への投資」をより一層積極的に行うとともに、国内投資の促進とサプライチェーン全体を視野に入れた産業基盤の強化により、日本全体の生産性を引き上げ、交易条件・国際収支を改善し、持続的な生活向上の実現を目指すべきである。

さらには、人手不足を補うため、賃金引き上げを中心とした総合労働条件の改善や地域経済の好循環を果たすことが政労使の役割であり、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効に取り組むことは、重要な政策と考える。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

1　政府が2020年代に全国平均を1,500円に引き上げる目標を掲げていることを踏まえ、目標到達に向け福島県最低賃金の継続的かつ着実な引き上げを行うこと。

2　中小・零細企業においても、最低賃金の引き上げが着実に行われるよう、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に基づき、関係省庁・福島県・県内経済団体と連携し、価格転嫁を可能とする環境整備並びに支援策の周知徹底を図ること。

3　最低賃金と人口移動には相関関係が示されていることから、労働力確保や人口流出抑制等の多様な政策誘導として引き上げに取り組むこと。

4　福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、10月１日までの早期発効に最大限配慮すること。

5　最低賃金の改定額を踏まえ、公契約における賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、賃金保証型（ＩＬＯ 第94号条約に準拠）を基準条項に盛り込ませた公契約法制定の検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和８年３月19日

郡　山　市　議　会

２０２６年 3月　２４日

福島労働局長
　岡　田　直　樹　殿

福島県相馬市未野台1－２－１
ＩＨＩ労連相馬支部内
日本基幹産業労働組合連合会
福島県本部
委員長　　遠　藤　　洋

「非鉄金属製造業最低賃金」の
２０２６年度金額改正申し出の意向表明に関する件

標記について、特定最低賃金として「非鉄金属製造業最低賃金」の金額改正を行う必要があると考え、現在改正申し出の準備を進めています。

申請時期としては、２０２６年（令和８年）７月末までとし、準備が整い次第下記の内容で申し出を行いたいと考えています。

記

１．金額改正の申し出をする最低賃金と適用を受ける労働者の範囲

福島県において、非鉄金属製造業を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げる者を除く。

（１）１８才未満又は６５才以上の者。

（２）雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中の者。

（３）清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。

２．金額改正の申し出をする理由

当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、４月以降金額改正されること。

また、地域別最低賃金が慣例として、毎年金額改正されている実情から、当該特定最低賃金の金額改正を行うことが、労働条件の向上に必要であること。

以　上

令和８年３月２４日

福島労働局長

岡　田　　直　樹　殿

[redacted]
福島県福島市仲間町4-8
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
福島地方協議会
議　長　　鈴　木　　重　[redacted]

「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の

2026年度　金額改正申し出の意向表明に関する件

標記について、特定最低賃金として「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の金額改正を行う必要があると考え、現在改正申し出の準備を進めています。

申請時期としては、2026年7月末までとし、準備が整い次第下記の内容で申し出を行いたいと考えています。

記

1. 金額改正の申し出をする最低賃金と適用を受ける労働者の範囲

福島県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に揚げる者を除く。

(1) 18才未満又は65才以上の者
(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者
(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
(4) 小型電動工具若しくは手工具を用いて行う穴あけ、かしめ、巻線、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務に主として従事する者

2. 金額改正の申し出をする理由

(1) 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ4月以降金額改正がされる。未組織労働者や非正規雇用で働く労働者の賃金改正、格差改善が必要である。
また、地域別最低賃金が慣例として、毎年金額改正されている実情から、当該特定最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争を確保し産業全体の健全かつ持続的な成長を促すと考える。
(2) 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。

以　上

[redacted]

2026/3/24

福島労働局
局長　岡田　直樹　殿

[redacted]
福島県いわき市泉町玉山字大剣３８６
全日本自動車産業労働組合総連合会
[redacted]福島地方協議会
議長　　岩城　裕貴
[redacted]

「輸送用機械器具製造業最低賃金」の

２０２６年度　金額改正申し出の意向表明に関する件

標記について、特定最低賃金として「輸送用機械器具製造業最低賃金」の金額改正を行う必要があると考え、現在改正申し出の準備を進めています。

申請時期としては、2026年７月末までとし、準備が整い次第下記の内容で申し出を行いたいと考えています。

記

１．　金額改正の申し出をする最低賃金と適用を受ける労働者の範囲

福島県において、輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。
但し、次に掲げる者を除く。

（１）　１８歳未満又は６５歳以上の者
（２）　雇い入れ後３ケ月未満の者であって、技能習得中の者
（３）　清掃、片付け、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

２．　金額改正申し出をする理由

（１）当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、４月以降金額改正される事。また、地域別最低賃金が慣例として、毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、労働条件の向上に必要である事。

（２）賃金の最低額に関する協定の適用労働者数が概ね３分の１以上に達している事。

[redacted]

以　上

２０２６年3月２４日

福 島 労 働 局
　局長　岡 田 直 樹　殿

福島県須賀川市茶畑町６５[redacted]
Ｊ　Ａ　Ｍ　南　東　北
福　島　県　連　絡　会
会　長　[redacted]角　田　敏

「計量器・測定器・分析機器・試験機・測定機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金」の２０２６年度 金額改正申し出の意向表明に関する件

標記について、特定最低賃金として「計量器・測定器・分析機器・試験機・測定機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金」の金額改正を行う必要があると考え、現在改正の申し出の準備を進めております。

申請時期としては、２０２６年（令和８年）７月末までとし、準備が整い次第下記の内容で申し出を行いたいと考えています。

記

１．金額改正の申し出をする最低賃金と適用を受ける労働者の範囲

福島県において、計量器・測定器・分析機器・試験機・測定機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業を営む使用者に使用される労働者

但し、次に掲げる者を除く。

（１）　１８歳未満または６５歳以上の者

（２）　雇い入れ後３ヶ月未満の者であって、技能習得中の者

（３）　清掃、片付け、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

２．金額改正の申し出をする理由

（１）　当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、４月以降金額改定されること。また、地域別最低賃金が慣例として、毎年金額改正されている実情から、当該特定最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争確保のうえで必要であること。

（２）　当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。

[redacted]

以　上

2026/3/24

福島労働局
局長　岡田 直樹　殿

[redacted]
福島県いわき市泉町下川字大剣 ３８６
全日本自動車産業労働組合総連合会
福島地方協議会
販売部門連絡会
委員長　　鈴木 克佳　[redacted]

「自動車小売業最低賃金」の

２０２６年度 金額改正申し出の意向表明に関する件

標記について、特定最低賃金として「自動車小売業最低賃金」の金額改正を行う必要があると考え、現在改正申し出の準備を進めています。

申請時期としては、2026年７月末までとし、準備が整い次第下記の内容で申し出を行いたいと考えています。

記

１．金額改正の申し出をする最低賃金と適用を受ける労働者の範囲

福島県において、自動車小売業を営む使用者に使用される労働者。
但し、次に掲げる者を除く。

（１）　１８歳未満又は６５歳以上の者
（２）　雇い入れ後３ケ月未満の者であって、技能習得中の者
（３）　清掃、片付け、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

２．金額改正申し出をする理由

（１）当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、４月以降金額改正される事。また、地域別最低賃金が慣例として、毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、労働条件の向上に必要である事。

（２）賃金の最低額に関する協定の適用労働者数が概ね３分の１以上に達している事。

[redacted]

以 上

（令和8年1月時点版）

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です。
賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください。

※同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

デジタル化・AI導入補助金
ものづくり補助金
省力化投資補助金（一般型）

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2／3に引き上げ、優先的に採択します。

※一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

※本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介するものです。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

特設サイト
はこちらから

厚生労働省
賃金引き上げ特設ページ

中小企業庁
ミラサポplus

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

経済産業省

中小企業庁

業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

拡充！
- 対象事業場を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを完了していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

〈補助上限〉30万円～600万円　〈助成率〉3／4 ～ 4／5
〈助成対象経費の例〉機器・設備の導入：POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
経営コンサルティング：国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他：顧客管理情報のシステム化

詳しくはこちら

申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

問合先 業務改善助成金コールセンター：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

〈対象となる方〉
雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の❶～❼までのいずれかを実施した事業主。

❶正社員化コース　❹賃金規定等共通化コース
❷障害者正社員化コース　❺賞与・退職金制度導入コース
❸賃金規定等改定コース　❻社会保険適用時処遇改善コース
❼短時間労働者労働時間延長支援コース

〈支援内容〉※賃金規定等改定コースの場合
有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上4%未満	4万円	5%以上6%未満	6万5,000円
4%以上5%未満	5万円	6%以上	7万円

※助成額は令和7年度の内容です

詳しくはこちら

問合先 都道府県労働局

デジタル化・AI導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のための ITツール等の導入を支援します。

拡充！
- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額（※）以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限：最大450万円
補助率：1／2～4／5

詳しくはこちら

問合先 サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター：0570-666-376

中小企業省力化投資補助金（一般型）

人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入により、省力化投資を後押しします。

拡充！
- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額（※）以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限：最大1億円　※従業員数による
補助率：1／2～2／3

詳しくはこちら

問合先 中小企業省力化投資補助事業 コールセンター：0570-099-660

ものづくり補助金

生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援します。

拡充！
- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額（※）以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限：最大4,000万円
補助率：1／2～2／3

詳しくはこちら

問合先 ものづくり補助金事務局サポートセンター：050-3821-7013

賃上げを後押しするその他施策

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。　**※令和7年度の交付申請は11月28日(金)まで！**

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～500万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

詳しくはこちら

(※1)建設業の場合
(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

詳しくはこちら

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)。

人材確保等支援助成金

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

区 分	助 成 額 (※１・２)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%(50%)

詳しくはこちら

(※1)括弧内の金額は、5%以上の賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

小規模事業者持続化補助金

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します。

一般型・通常枠
補助上限：50万円（賃金引上げ特例：150万上乗せ）
補助率：2／3（賃金引上げ特例：赤字事業者は3／4）

詳しくはこちら

商工会地区　商工会議所地区

問合先

＜一般型・通常枠＞
商工会地区補助金事務局HP
商工会議所地区補助金事務局HP
電話番号：03－6634－9307

成長加速化補助金

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援します。

補助上限：最大5億円
補助率：1／2
要件：100億宣言を行っていること
　　投資額1億以上　他

詳しくはこちら

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

省エネ設備や電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の更新を支援します。

問合先

・一般社団法人環境共創イニシアチブ
・（Ⅰ）工場・事業場型
（先進枠）03-5565-3840
（一般枠/中小企業投資促進枠）
03-5565-4463
・（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型
03-5565-3840
・（Ⅳ）エネルギー需要最適化型
03-5565-4773

詳しくはこちら

中小企業新事業進出補助金

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。

補助上限：最大9,000万円
補助率：1／2

詳しくはこちら

問合先　新事業進出補助金事務局（コールバック予約システム）：
https://shinjigyou.resv.jp/

賃上げ促進税制

事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

【令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合】

全企業・中堅企業
全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35%を税額控除

中小企業
全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除

詳しくはこちら

固定資産税の特例措置

生産性向上や賃上げに取り組む事業者が、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、償却資産に係る固定資産税の特例措置を受けることができます。

(※)雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる場合は課税標準が3年間1/2に、3.0%以上増加させる場合は5年間1/4に軽減されます。

詳しくはこちら

問合先
＜先端設備等導入計画の作成等＞
・先端設備等の導入先の市区町村
＜税制＞
・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821

企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者にが必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。

(※)審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

詳しくはこちら

問合先
日本政策金融公庫
電話番号:0120−154−505

賃上げ貸付利率特例制度

公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。

(※)審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

詳しくはこちら

問合先
日本政策金融公庫
電話番号:0120−154−505

働き方改革や経営改善に向けた相談先

賃金引き上げ特設ページ（厚労省）

最低賃金の情報や賃上げ事例を発信！
賃金引上げに向けた取組事例や各都道府県の賃金引上げ支援策を掲載

- 最低賃金額や発効日等の情報、賃金引上げの取組事例等を掲載しています。
- 厚生労働省の運営する「最低賃金特設サイト」内に設置しています。

詳しくはこちら

賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト（中企庁）

貸上げや最低賃金の対応をサポート！
収益向上のヒント、補助金・助成金・税制・相談窓口などをまとめてチェック

- 賃上げ原資の確保に役立つ支援策を一覧で参照できます。
- 中小企業庁の運営する補助金サイト「ミラサポplus」内に設置しています。

詳しくはこちら

適正取引支援サイト

「中小受託取引適正化法（改正下請法）」や「価格交渉に関する講習会の案内、受託取引や価格交渉・価格転嫁に関する相談窓口の紹介、取引環境改善に向けた各種施策の紹介など、取引先との理想的な関係構築をサポートするためのコンテンツを提供しています。

詳しくはこちら

働き方改革推進支援センター

相談支援 **コンサルティング** **セミナー開催**

労務管理等の専門家が
企業の「働き方改革」や賃金引き上げなどを無料で支援します！

- 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- 専門家が企業への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。

詳しくはこちら

問合先　各都道府県の働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題に無料で相談対応します！

- 売上拡大や、資金繰り・事業再生等に関する経営改善等の経営相談に対応します。
- 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じて的確な支援機関等を紹介します。

問合先
各都道府県のよろず支援拠点

詳しくはこちら

取引かけこみ寺

中小企業・小規模事業者等が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

全都道府県に設置
電話での御相談、
オンラインでの御相談、
対面での御相談が可能です！

- 相談無料
- 秘密厳守
- 匿名相談可能

問合先
フリーダイヤル：0120-418-618
※お近くの「取引かけこみ寺」につながります。

詳しくはこちら

伴走支援の強化

今回の最低賃金引き上げに伴い各支援機関での伴走支援の強化を行っております。最低賃金、賃上げ等に関するご相談はお近くの支援機関（商工会・商工会議所、よろず支援拠点、認定経営革新等支援機関、中小企業活性化協議会、事業承継引継ぎセンター等）までお越しください。
※各支援機関の連絡先は賃上げ・最低賃金対応支援特設サイトからご確認ください。

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象（※）です。
※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ＋設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

（※）括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額		
	基本部分	加算	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題対応コース（※1）	25～550万円	6～360万円(※2)	25～100万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円		
勤務間インターバル導入コース	50～150万円		

活用のポイント 労働時間削減等の取組（賃上げ・割増賃金率）＋設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

（※1）建設業の場合
（※2）常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2倍になります。
また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2.5倍になります。
（※3）別途団体向けのコースあり。

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

(※1) 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合
(※2) 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

活用のポイント 職業訓練＋経費助成等(訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

(※3) 訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)。

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理制度**(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。

区分	助成額・助成率(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を 軽減する機器等	導入経費の62.5%又は75% (50%)

活用のポイント 雇用管理改善の取り組み(賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げで、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は225万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成(上限額8,870円／1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

☑ 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP
「賃上げ」支援助成金パッケージ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku nitsuite/bunya/package_00007.html

(R8.4)

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和８年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引上げ計画 ＋ **設備投資等の計画**（機械設備導入やコンサルティングなど） → 計画の承認と実施 → **業務改善助成金を支給（最大600万円）**

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、**交付決定後**に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

＜事業場内最低賃金とは？＞

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後６か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第４条及び最低賃金法施行規則第１条又は第２条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- **中小企業・小規模事業者**であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- **事業場内最低賃金が、令和８年度地域別最低賃金未満**であること
- 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと



以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業所ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引上げの期間

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和８年９月１日～ 申請事業所の都道府県において適用される地域別最低賃金の発効日の前日又は同年11月30日のいずれか早い日	令和８年９月１日～ 申請事業所に適用される地域別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の１月31日

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
５０円コース	50円以上	１人	３０万円	**４０万円**
		２～３人	４０万円	**７０万円**
		４～５人	７０万円	７０万円
		６～７人	９０万円	９０万円
		８人以上	１１０万円	１１０万円
		10人以上※	１３０万円	１３０万円
７０円コース	70円以上	１人	４０万円	**５０万円**
		２～３人	５０万円	**１００万円**
		４～５人	１３０万円	１３０万円
		６～７人	１８０万円	１８０万円
		８人以上	２３０万円	２３０万円
		10人以上※	３００万円	３００万円
９０円コース	90円以上	１人	９０万円	**１００万円**
		２～３人	１５０万円	**２４０万円**
		４～５人	２７０万円	２７０万円
		６～７人	３６０万円	３６０万円
		８人以上	４５０万円	４５０万円
		10人以上※	６００万円	６００万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

事業場内最低賃金１,０５０円未満	4/5
事業場内最低賃金１,０５０円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,050円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前６か月間平均における利益率が前年度と比べ３%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された２つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、パソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の数え方

▶ 事業場内最低賃金である労働者
▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
（ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。）

＜例：事業場内最低賃金1,050円の事業場で70円コースを申請する場合＞

A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
B：**申請コース以上賃金を引き上げていない**ので、**算入不可**
C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**

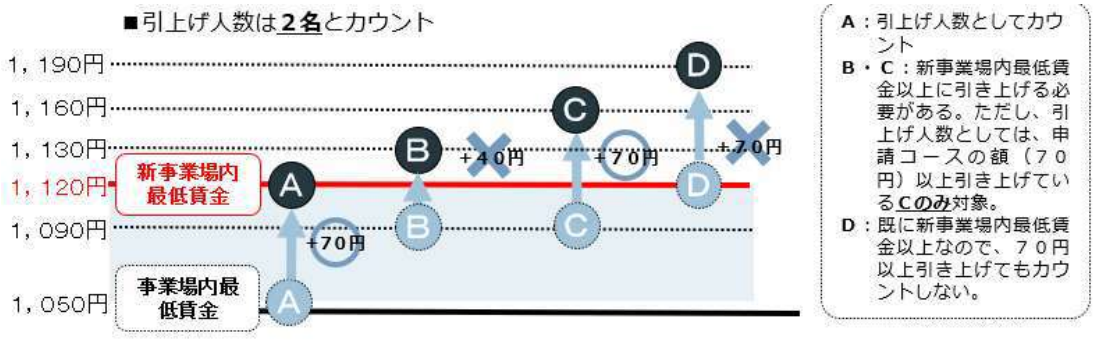

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者（②のみ）
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入 	×	○

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	• POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 • リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

＜例＞
○事業場内最低賃金が1,040円
　→助成率4/5
○8人の労働者を1,130円まで引上げ（90円コース）
　→助成上限額450万円
○設備投資などの額は600万円

480万円
（＝600万円×4/5）
（設備投資費用×助成率）

＞

450万円
（＝助成上限額）
（90円コースの助成上限額）

➡ **450万円**が支給されます。

賃金引上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。
- 引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。
- 引き上げる対象労働者は、週所定労働時間が20時間以上の雇用保険加入者が対象となります。

（例）10月1日に新しい地域別最低賃金（1,040円→1,090円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引上げ（1,045円→1,100円）を完了（※）
➡ **対象！**

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,100円である旨、定めていただく必要があります。

発効日の当日（10月１日）に事業場内最低賃金の引上げ（1,045円→1,100円）を実施
➡ **対象外**

助成金支給の流れ

事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。

交付申請
交付申請書・事業実施計画書等を都道府県労働局に提出

→

交付決定
交付申請書等を審査の上、通知

→

事業の実施
申請内容に沿って事業を実施（賃金の引上げ、設備の導入、代金の支払）

→

事業実績報告
労働局に事業実績報告書等と助成金支給申請書を提出

→

交付額確定と助成金支払い
事業実績報告書等を審査し、適正と認められれば交付額の確定と助成金の支払を実施

→

助成金受領
ここで助成金が振り込まれます

注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- **交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。**
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- **同一事業所の申請は年度内１回**までです。

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業所がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索

令和７年度からの主な変更点

- 助成対象経費の**特例となっていた自動車（特殊用途自動車を除く）は、助成対象外**となりました。
- 引き上げる対象労働者は、**雇用保険被保険者が対象**となりました。
- 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近３か月間のうち任意の１月」から**「最近６か月間平均」**になりました。
- その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

参考ウェブサイト

- **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
  最新の要綱・要領やQ&A、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

業務改善助成金 検索

- **最低賃金特設サイト**
  全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引上げに向けた取組事例などを紹介しています。

最低賃金特設サイト 検索

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 ９:００～17:００）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

（R8.4）